

# 性的マイノリティについて正しい理解と認識を深めましょう

私たちの中には、からだの性とところの性が一致しない人(性の自己認識(性自認)と生物学的な性に違和感を持っている人)や、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)が同性や両性(男女両方)に向いている人などがあります。社会的には少数派となるそうした人たちのこと「性的マイノリティ」といいます。性的マイノリティを表す言葉の一つとして「LGBTQ」があります。

## 性的マイノリティ

性的  
指向

L=レズビアン(女性の同性愛者)  
G=ゲイ(男性の同性愛者)  
B=バイセクシュアル(両性愛者)

性自認

T=トランスジェンダー  
(体と心の性に違和感  
がある人)

Q=クエスチョニング

(心の性や恋愛対象が揺れ動い  
たり定まらなかったりする人)

## 性的マジョリティ

ヘテロセクシュアル(異性愛者)

シスジェンダー(からだの性とところの性が一致している人)

この他にも、さまざまな性的マイノリティを表す言葉があります。

A: アセクシュアル(性的欲求を抱かない人) / アロマンティック(恋愛感情を抱かない人)

X: エックスジェンダー(性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人) など

性のあり方は、みんな違って当たり前という意識を持つこと、自分自身も多様な性のうちの一つであると気付くことが、本当の意味で多様な性への理解へとつながります。

人の性のあり方というのは目に見えるものではありません。「見えない」から「いない」と思い込むのではなく、性的マイノリティの人たちは学校・職場・地域など、どのような場所でも私たちと一緒に生活をしていると考えることが重要です。

性は多様であり、個人の尊厳に関わる大切な問題です。私たちみんなが正しい理解を深め、性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見をなくし、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を実現しましょう。

### ●相談窓口

◇みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

平日 午前8時半～午後5時15分

☎0570(003)110 (ナビダイヤル)

◇ふくおか人権ホットライン(弁護士が無料で相談に応じます) 毎月第4金曜日 午後3時～午後6時

☎092(724)2644

◇LGBTの人のDV被害者相談ホットライン

・第2火曜日 正午～午後4時

・第4火曜日 午後5時～8時

☎080(2701)5461

◇法務省インターネット人権相談窓口



### 大野城市は福岡県パートナーシップ宣誓制度に協力しています

県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる環境づくりのため、パートナーシップ宣誓制度を設けています。

市は、この制度に協力しています。県および県と制度利用者の負担軽減に関する協定を締結した自治体<sup>※1</sup>の「受領証カード<sup>※2</sup>」を市の窓口に掲示することにより、一部の市の行政サービスを利用できます。

※1 協定締結自治体：北九州市、福岡市、古賀市、福津市、粕屋町、佐賀県

※2 受領証カードについて詳しくは、各協定締結自治体のホームページなどを確認してください。

### ●市の行政サービス

◇市営住宅の入居申込(同居が必要)◇障がいのある方に対する軽自動車税減免申請◇要介護認定申請◇生活保護申請◇災害弔慰金等(市要綱に基づくもの)申請

### ●問い合わせ先

人権男女共同参画課

☎(580)1840